

第1部 教職員向け対応

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義についての理解

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様例

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) 上記(7)の様子を撮影される、他者に送信される。
- (9) パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

II いじめの未然防止

1 教職員全体での見守り、指導

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。学生・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

(1) 教職員の気づきが基本

学生の個々の状況や学年・クラス内の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、学生及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

(2) 実態把握の方法

学生は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、学生を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、学生の良きモデルとなり、信頼さ

れることが求められます。

(3) 学生のまなざしと信頼

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、学生と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

(4) 教職員の協力協働体制

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、学生を成長させます。また、教職員の学生への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、学生は大きく変化します。

2 学生への道徳教育、人権教育など

特別活動等における道徳教育、人権教育などを通じて、いじめとなる事例を理解させ、いじめは、「相手の人権を踏むにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを学生に認識させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

3 保護者や地域の方への働きかけ

保護者との各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、研修会の開催やHP、学校・学生相談室便り等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

III いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と学生との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が学生の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。また、学生に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

(1) 学生の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、学生の立場に立ち、学生を守るという姿勢が大切です。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する学生に気づき、学生の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、学生の気持ちを受け入れ

ることが大切であり、共感的に学生の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要があります。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている学生を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《分類》《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………	▶脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………	▶暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………	▶暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……………	▶恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………	▶窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……	▶強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………	▶名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

4 いじめの早期発見に向けて

(1) 教職員による観察、気付き

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、学生の様子に目を配ります。学生と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストなどを活用することが有効です。教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点として、担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

(2) 学生からの相談、通報

日常生活の中での教職員の声かけ等、学生が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。

(3) アンケート、面談等による情報収集

アンケートは、実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも年4回以上の実施が望まれます。いじめられている学生にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮することが必要です。

(4) 家庭等からの情報提供

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。日頃から、学生の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。学生の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

5 相談しやすい環境づくり

(1) 学生本人からの訴え

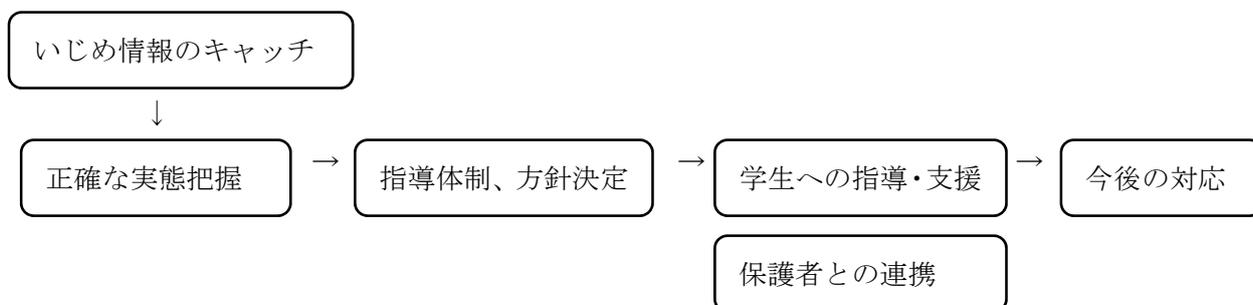
- ① 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や学生相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。
- ② 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

(2) 周囲の学生からの訴えには

- ① いじめを訴えたことにより、その学生へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の学生たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。
- ② 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与えます。

IV いじめの早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

(1) 被害学生等の安全確保、支援

いじめられていると相談に来た学生や、いじめの情報を伝えに来た学生から話を聴く場合は、他の学生の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめ被害者と加害者を別の場所で行うことが必要です。状況に応じて、いじめ被害学生、いじめ情報を伝えた学生を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

(2) 丁寧な事実確認・聞き取りと情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめ加害者から聴き取るとともに、周囲の学生や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

教職員は、ささいな兆候や懸念、学生からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対策委員会に報告・相談してください。学校いじめ対策委員会に集められた情報は、個別の学生ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ります。

<把握すべき情報例>

- | |
|-------------------------------------|
| ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】 |
| ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】 |
| ◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】 |
| ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】 |
- ※個人情報、その取扱いに十分注意 すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) 被害学生の安全確保、保護者への説明

【被害学生に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、保護者に事実関係を伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

(2) 加害学生・保護者への説明

【加害学生に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、学生の背景にも目を向け指導します。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた学生や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- 家庭での子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

(3) 周囲の学生への指導

- 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学生寮、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、クラス・学年・学校全体に示します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- いじめ被害学生の自信を取り戻させます。
- いじめ被害学生、加害学生の双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのないクラス・学校づくりへの取組を強化します。

v インターネット等によるいじめへの対応

1 インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の学生の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

<ネット上のいじめの特殊性による危険>

- メールでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
- SNSでのいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ



- ・匿名性により、安易に誹謗中傷が書き込まれる。
- ・掲載された個人情報や画像が加工され悪用されやすい。
- ・一度流出した個人情報は回収することが困難で不特定多数に流れたりアクセスされる危険性がある。

2 未然防止のためには

- (1) インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。
- (2) 未然防止には、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者等と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害学生が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。
- (3) 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。
- (4) 情報モラルに関する指導等の際、インターネットの特殊性による危険や陥りやすい心理を踏まえた理解をさせることが必要です。

【インターネットの特殊性を理解させるポイント】

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を学生、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

(2) 書き込みや画像の削除に向けて

- 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

第2部 学校全体の組織的対応

1 いじめ防止等に向けた取組み（全体）

(1) 学校いじめ防止等基本計画（「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処のマニュアル」）の策定等

- 学校いじめ防止等基本計画には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めるものであり、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- 学校いじめ防止プログラムには、年間の学校教育活動及び寮生活活動等の全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針及びその具体的な指導内容を定める。
- 早期発見・事案対処のマニュアルには、いじめを早期に発見し、被害学生を守り抜きながらいじめを止めさせ適切な支援を行うとともに加害学生には適切な指導等を行うための、アンケート、相談・通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定める。
- 「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処のマニュアル」は、同時に学校いじめ対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるものである必要がある。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

① 学校いじめ対策委員会の構成

校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、事務部長、総務課長、学生課長を中心に、事案に応じ、人権・倫理委員長、学科長、コース長、担任、科目担当者、部活動指導等に関わる関係教職員、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医師、弁護士等の外部専門家が参画した構成員とする。また、事案の対処に際し、被害学生の保護等を機動的に行うために必要があると認める時は、対策委員会の中に臨時の事案対処チームを設置する。事案対処チームはいじめ事案の対応について適時適切に対策委員会に報告し了承を得るものとする。

② 定期的開催

学校いじめ対策委員会を少なくとも二ヶ月に一度を目安に定期的で開催し、開催したときは会議録を作成する。

③ 学校いじめ対策委員会の役割等

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの防止等の問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。学校いじめ対策委員会では、いじめに関する情報の集約、いじめの事実確認、被害学生の保護・支援、高専機構本部への報告・情報共有、関係者の支援・指導、学校全体への指導、事後指導等について、校長のリーダーシップのもと、組織的に対処方針を決定し実行する。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び学生に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害学生に対する支援・加害学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

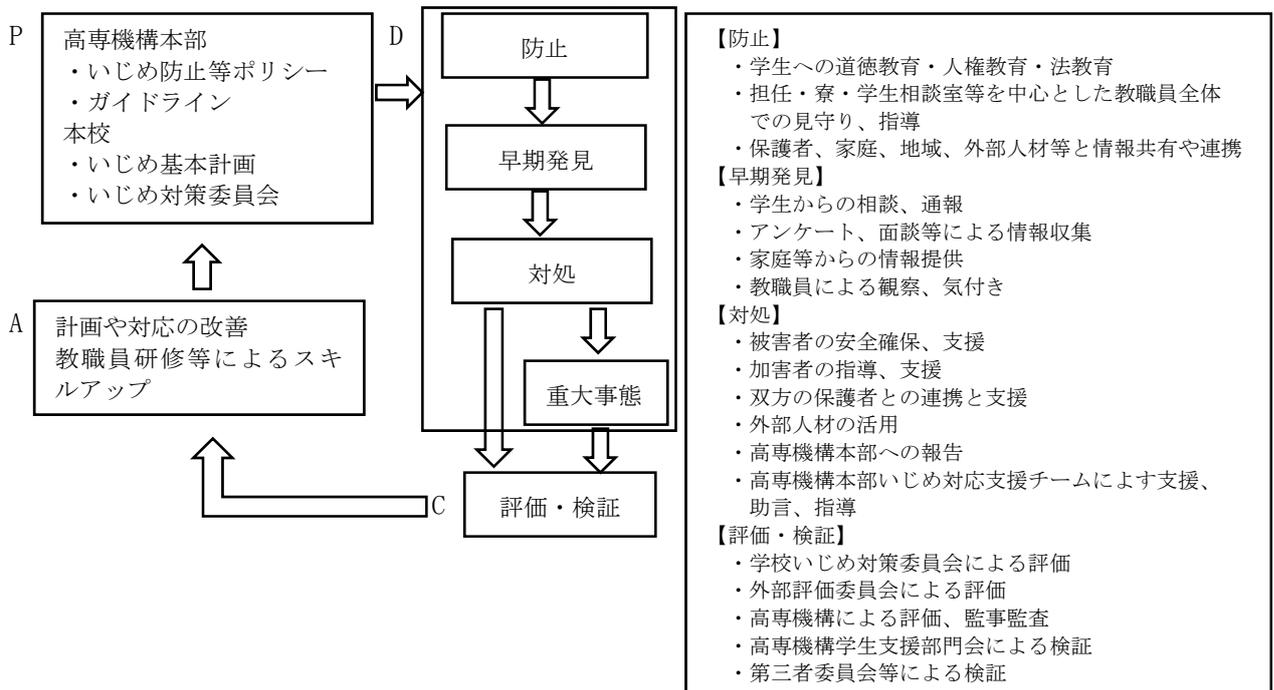
【学校いじめ防止等基本計画に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止等基本計画における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止等基本計画が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止等基本計画の見直し等を行う（PDCA サイクルの実行を含む）。

(3) 学校いじめ防止等基本計画の策定・公表、実効性ある PDCA サイクルの確保等

- 学校は、策定したいじめ防止等基本計画は、機構本部に提出する。また、学校は、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を速やかに講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に学生、保護者、関係機関等に説明する。
- 学校は、学校いじめ防止等基本計画において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、これらの対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。
- 学校は、毎年、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

いじめ防止等の全体の流れ（PDCA サイクル）



2 いじめ防止等に向けた取組み

- (1) いじめ防止に向けた取組みは、学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、学校の全ての教育活動を通じて取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等は学生が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上、教育目標の達成につながるのと考え方を全教職員が共有し、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) インターネット等の電子メディアを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (4) 特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対する対策の充実を図る。
- (5) 「いじめ防止週間」を設定するとともに、いじめ防止等の教職員、学生向けの学内研修を年一回以上企画・実施する。
- (6) 学生自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取組み（学生主体によるいじめ防止プログラムの実施を含む）を推進する。
- (7) いじめ防止は人権を守る取組みであり、それと矛盾する教職員による暴言等はあるべきではないことである。教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたる。
- (8) 高専教育との関係教育機関と密接な連携を確保するとともに、家庭や後援会組織、地域、関係団体と積極的に情報共有を行い、地域社会や家庭が協働する体制の充実を図る。

3 いじめ早期発見に向けた取組み

- (1) 年間四回以上、定期的なアンケート調査や面談等によりいじめの実態把握に努める。
- (2) 学生相談室等の相談窓口の利用などを広く周知する。
- (3) 担任、科目担当者、研究指導教員、寮務関係教員、学生相談室員等の学生と接する機会が多い教員はもちろんのこと、全教職員が学生を見守り、いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に、寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (4) 学校いじめ対策委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして、学生・保護者と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。
- (5) 学生、保護者、家庭、地域等から情報が寄せられた場合には、学校いじめ対策委員会において組織的に情報を共有し、被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。
- (6) 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図り、いじめの芽の発見に努める。

4 いじめへの対処に関する取組み

- (1) 学校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るとの認識のもと対応の充実を図る。
- (2) いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われる時は、速やかに学校いじめ対策委員会で情報共有し、対処方針を決定する。被害学生の主観に基づきいじめが疑われると判断された場合は、直ちに加害行為をやめさせる措置を講じる必要がある。
- (3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知見を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生や保護者に対する支援、及びいじめを行った学生に対する指導・支援又はその保護者に

対する助言・支援を継続的に行う。

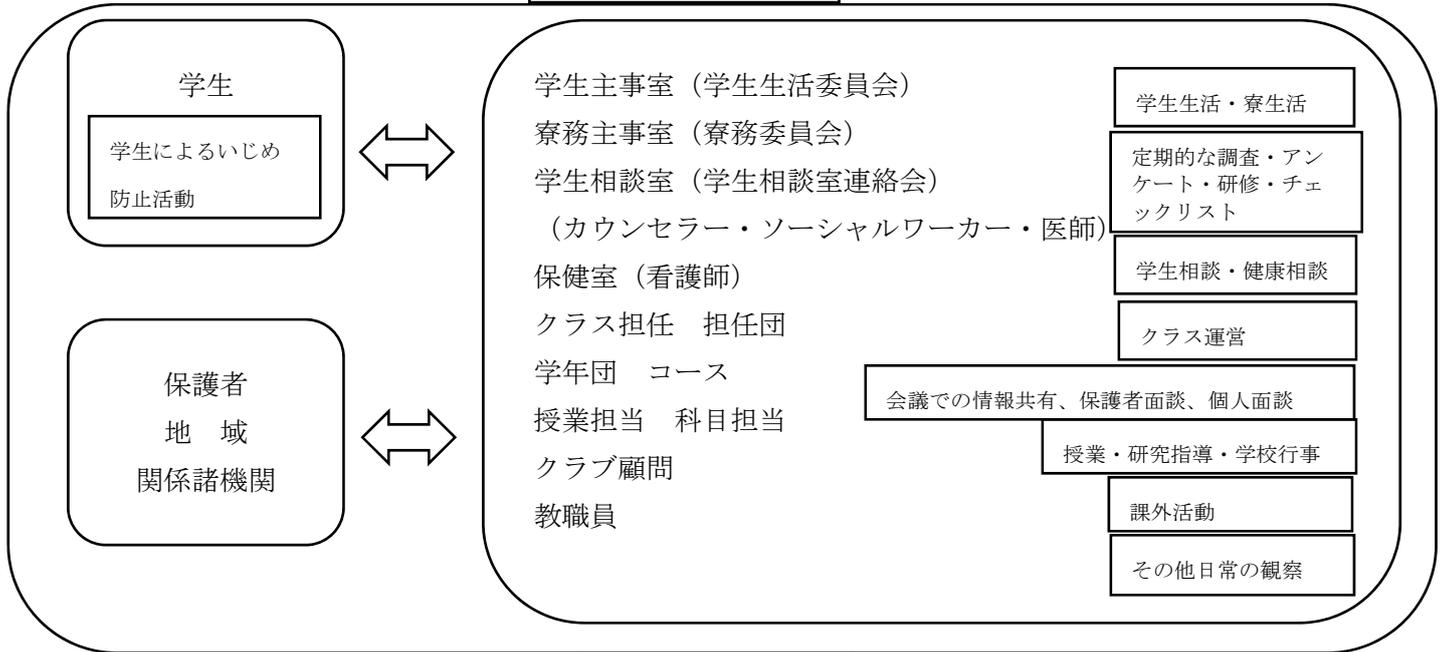
- (4) いじめを確認した際には、24 時間以内に高専機構本部に報告する。
- (5) いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。
- (6) いじめを受けた学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。
- (7) いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。また、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。
- (8) いじめを行った学生に対しては、必要があると認められる時は、いじめを受けた学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。また、教育上必要があると認められる時は適切に懲戒を加える。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、支援・指導に反映させる。

5 重大事案への対処

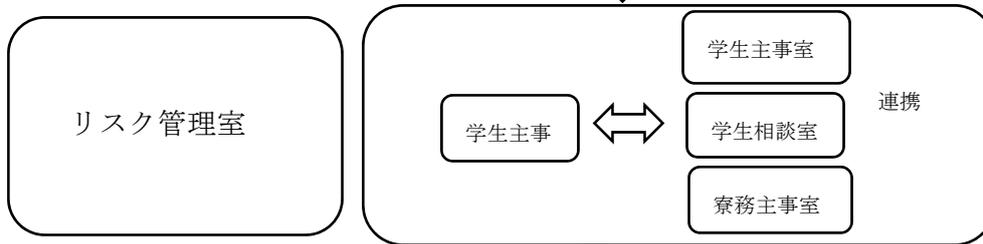
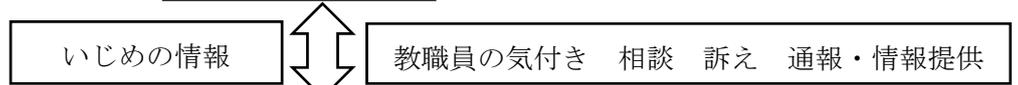
- (1) いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、必要に応じて第三者からなる調査委員会において調査を行う。
- (2) 重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。
- (3) 重大事態が発生した際には、速やかに高専機構本部に報告する。
- (4) いじめられた学生の安全の確保を行う。
- (5) いじめられた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。
- (7) 調査中であることを理由にいじめられた学生及び保護者への説明、支援・助言を怠ってはならない。

いじめに対する組織的対応

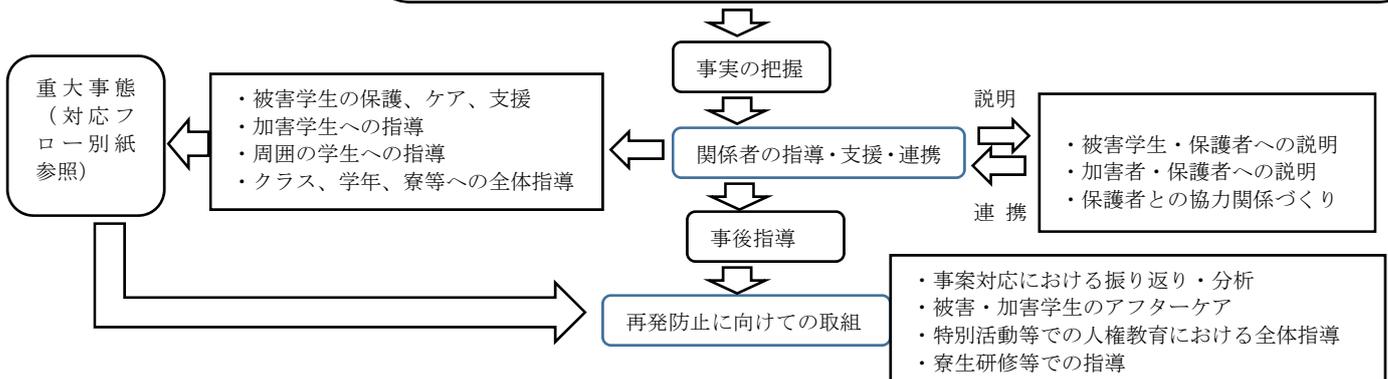
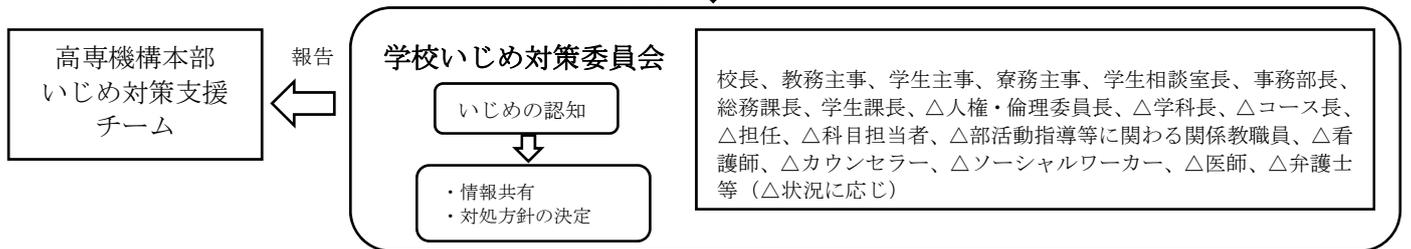
情報の共有・引継ぎ



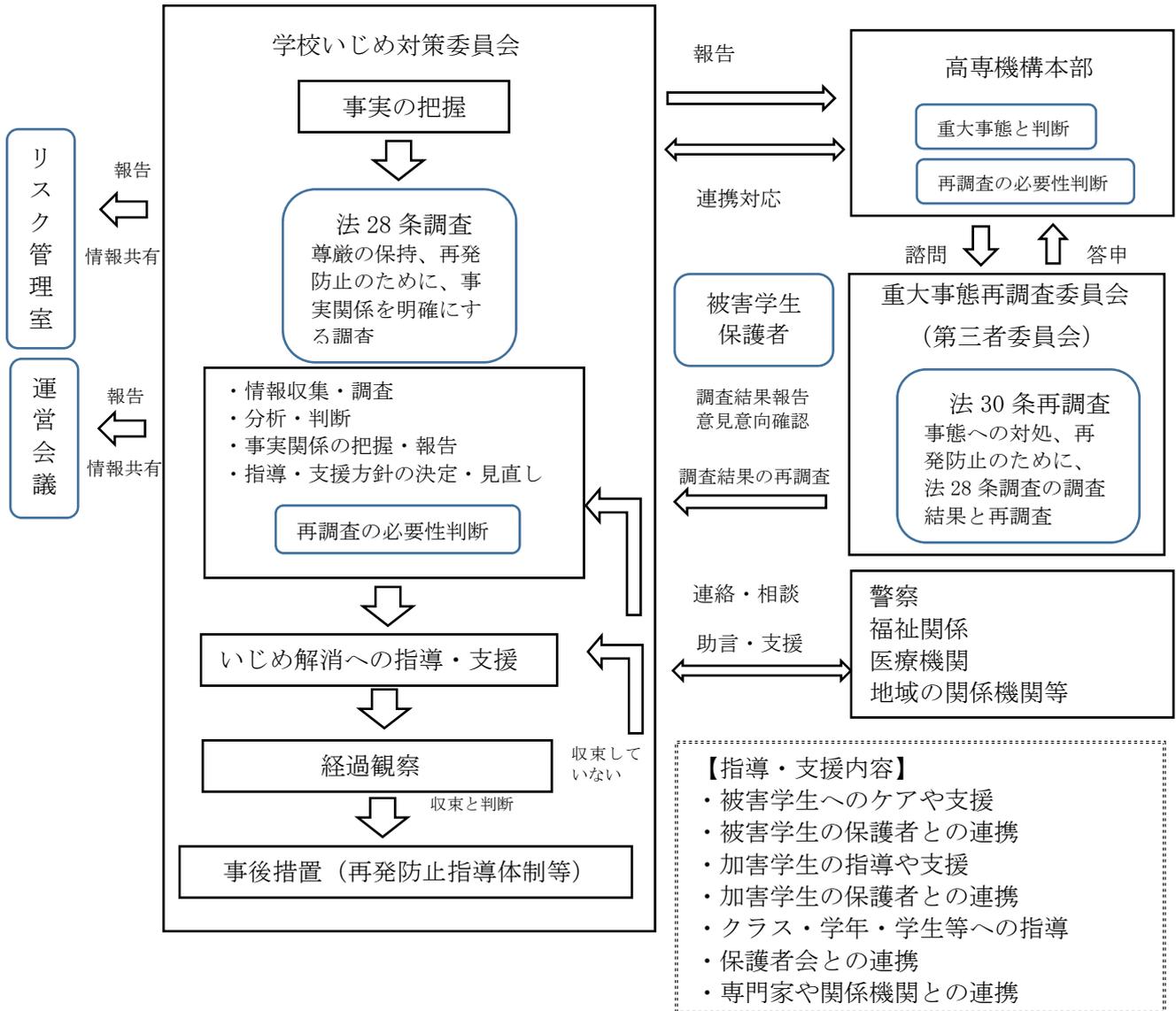
学生の状況の把握



報告 ↑ ↓ 情報集約 ↓ ↑ 防止体制 整備・見直し・充実



重大事態発生時の組織対応



学校いじめ対策委員会構成員等の主な役割

別表

学校いじめ対策委員会	校長	教務主事	事務主事	学生主事	学生相談室長	事務部長	総務課長	学生課長	基礎教育長・ 学科長・コース長	学年主任・ 担任教員等	看護師	カウンセラー スクールロイヤー	学生主事室 事務主事室	学生相談室
第一報の共有	会議招集			優先的に共有	学生主事と連携		リスク管理室との調整		優先的に共有	優先的に共有		アドバイス	学生主事と連携	学生主事と連携
事案対処チーム (必要に応じて)												被害学生のケア		被害学生のケア
事情聴取の担当 及び日程調整												被害学生のケア		被害学生のケア
被害学生からの 事情聴取				聴取内容の共有 事情聴取 校長への報告	聴取内容の共有 事情聴取			記録集約	聴取内容の共有 事情聴取	聴取内容の共有 事情聴取	被害学生のケア		聴取内容の共有 事情聴取	被害学生のケア
加害学生からの 事情聴取				聴取内容の共有 校長への報告	聴取内容の共有			記録集約	聴取内容の共有 事情聴取	聴取内容の共有 事情聴取	被害学生のケア		聴取内容の共有 事情聴取	被害学生のケア
聴取内容の共有	会議招集													
事案レベルの判断	レベル判断						リスク管理室へ報告	機構へ報告				アドバイス		
以後の対応判断	対応判断											アドバイス		
被害学生への支援 保護者へ報告 クラス指導		学習環境の調整	寮での環境調整	状況の把握 事案対処チームへ 指示 校長へ報告	被害学生のケア 保護者のケア 担任教員等のケア			記録集約	担任教員等補助 環境調整 学年指導	学生支援 保護者へ報告 クラス指導	被害学生のケア 保護者のケア 担任教員等のケア			被害学生のケア 保護者のケア 担任教員等のケア
加害学生の指導 保護者へ報告 処置検討		別室受講等の検討	反省通学指導	状況の把握 事案対処チームへ 指示 校長へ報告	加害学生のケア 保護者へ支援 担任教員等のケア			記録集約	各担任等補助	保護者へ報告	加害学生のケア 保護者へ支援 担任教員等のケア	学生指導 処置検討		加害学生のケア 保護者へ支援 担任教員等のケア
経過観察 解消確認	会議招集 判断											アドバイス		
再発防止				状況の把握 事案対処チームへ 指示 校長へ報告	学生のケア			記録集約	面談 観察	面談 観察	学生のケア			学生のケア
啓発活動	会議招集 実行指示			活動計画	活動計画							研修等講師		

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめられている学生の変化

学校

- 欠席や遅刻が多くなる（部活動を休むことが増える）
 - 表情が暗い、元気がない
 - 以前に比べ、一人でいるときが多い。
 - 成績が下がる
 - 日誌ノート等の記載内容
 - 友人にいじられても愛想笑いをする
 - クラスの役割を請け負うことが多い
 - 頻繁に保健室を訪れる
- など

家庭

- 朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる
 - 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる
 - よくため息をつく、元気がない、覇気がない
 - パソコンや携帯電話（スマホ）をやたら気にしている
 - 部屋にこもりがちで、家族と話そうとしない
 - イライラしたり、おどおどしたり、落ち着かない
- など

地域

- いつもより表情が暗い、さえない、元気がない、覇気がない、おどおどしている
 - 登校中に挨拶や声掛けをしても返事がこなくなった
 - 以前はよく話しかけてきたのに、ほとんど話しかけてこなくなった
 - 服が汚れていたり、破れていたりする
 - 一人対一人（複数）で、言い合ったりたたき合ったりしている
 - スーパーやコンビニで、ジュースやお菓子などをおごらされている
- など

いじている学生の変化

- 暴力的な言動や友人を中傷する言動がある
- お金の使い方が派手になる
- 普段持っていない物を持っている
- 時間にルーズになる
- 言うことを聞かなくなる

いじめ等相談窓口

【学校以外の主な機関】

- ◆ KOSEN 健康相談室
電話：0800-000-2228（通話無料）24 時間
<https://seap.workway.co.jp/kosen/>
健康相談、メンタルヘルスなど、保護者・家族からの相談も受けつけ
- ◆ 24 時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）
電話：0120-0-78310（通話無料）24 時間
保護者からの相談も受けつけ
- ◆ インターネット人権相談受付窓口（法務省）
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
インターネット上で必要事項を記入して送信する、数日後にメール又は電話で返信
- ◆ 子どもの人権 110 番（高知地方法務局）
電話：0120-007-110（通話無料）
大人からの相談も受けつけ
- ◆ インターネットよりそいチャット（社会的包括サポートセンターが運営する相談サイト）
〈友だち登録〉【LINE ID】 @yorisoi-chat
【LINE アドレス】 <https://t.co/2KUr5yFKcE>
毎日 17:00～22:30
ホームページより相談を受付，リアルタイムの「WEB」と「LINE」で相談対応
- ◆ チャイルドライン（チャイルドライン支援センター）
チャット（スマホも対応）：<https://childline.or.jp/chat/index.html>
時間は www.childline.or.jp/ で要確認，年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み
18 歳までの子ども専用チャット。
- ◆ 【都道府県】ヤング・テレホン・コーナー
電話：03-3580-4970（通話有料）
月～金 8 時 30 分～20 時 ※土・日・祝 8 時 30 分～17 時 年末年始を除く
心理職と警察官が対応，家族や先生など関係者からの相談も可能，面接相談も受けつけ
- ◆ 高知弁護士会
電話：088-872-0324
法に関すること